

**館山市新学校給食センター基本計画・基本設計業務委託  
公募型プロポーザル募集要項**

**第1 委託の概要**

1 目的

この要項は、館山市新学校給食センター建設に係る基本計画及び基本設計の策定業務委託にあたり、技術的に最適な者を選定するため、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）の実施に係る手続きについて、必要な事項を定めるものとする。

2 業務の名称

+

館山市新学校給食センター基本計画・基本設計業務委託

3 委託期間

契約締結日から平成27年3月16日まで

4 上限金額

契約金額は19,980,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）以下とする。

5 業務内容等

仕様書のとおり。

**第2 プロポーザルの実施**

1 スケジュール

項 目	日 時
(1) 手続き開始の公告	平成26年5月16日（金）
(2) 募集要項の配布	平成26年5月16日（金）から 平成26年5月29日（木）まで
(3) 第一次審査（書類審査）	
①質問の受付期間	平成26年5月16日（金）から 平成26年5月30日（金）まで 最終日の受付は15時まで
②参加意思表明書及び企画 提案書の提出期間	平成26年5月16日（金）から 平成26年6月12日（木）まで（必着） 持参の場合は午前8時から午後4時30分まで（土・ 日曜日及び祝日を除く）
③第一次審査結果の通知	平成26年6月19日（木）
(4) 第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）※3者程度	
①プレゼンテーション及びヒアリング	平成26年6月25日（水）
②第二次審査結果の通知	決定後、速やかに通知する。
(5) 契約の締結	平成26年7月上旬

※受付等については、市が指定する場合を除き、土・日曜日及び祝日は行わない。

## 2 参加資格等

### (1)参加資格条件

プロポーザルの参加資格は、公告日現在において、次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

- ① 館山市入札参加資格を有し、かつ、指名停止を受けていないこと。
- ② 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれにも該当しないこと。
- ③ 建築士法第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っているもの。
- ④ 過去 10 年の間に、1 日 4,000 食以上の給食提供能力を有する学校給食共同調理場施設（学校給食センター）（以下、「同種施設」という。）の建築設計及び監理を地方公共団体から元請として発注された実績（参加意思表明書等の提出期限日において、現に施設が竣工し、稼働しているものに限る。）を有する者。
- ⑤ 国税等の滞納がないこと。
- ⑥ 館山市暴力団排除条例（平成 24 年 3 月 30 日条例第 3 号）の目的を達成させるため、暴力団、暴力団員等及び暴力団密接関係者の規定に該当しないこと。
- ⑦ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続中の者でないこと。

### (2)配置技術者の要件

- ① 配置技術者は「管理技術者」1 名のほか、管理技術者の下に、分担技術分野（建築（総合）・建築（構造）・電気設備・機械設備）ごとに主任担当技術者を各 1 名配置すること。
- ② 管理技術者は一級建築士であり、「第 2 2 (1)参加資格条件 ④」に掲げる業務の実績を有すること。
- ③ 管理技術者及び主任担当技術者（建築（総合））は、参加意思表明書の提出者（以下、「参加事務所」という。）の組織に所属していること。
- ④ 主任担当技術者（建築（構造）・電気設備・機械設備）の各技術者は、専門分野に関して専門的な意見を求める等の業務補助者（以下、「協力事務所」という。）の参加を可とする。ただし、協力事務所等となった者は、本プロポーザルにおいて参加資格を有しない。また、参加事務所は他の参加事務所の協力事務所等となってはならない。

### (3)欠格事項

次の者は、本プロポーザルに参加できないものとする。また、参加者は次の者からプロポーザルに関し、直接または間接的に支援を受けることはできないものとする。

- ① 本市職員関係者及び本市議会議員関係者。
- ② 本市職員及び本市議会議員関係者の同居の家族並びにこの者が主宰し、または役員・顧問等として実質的に関係する組織及び大学の研究室等に所属する者。

### (4)失格事項

参加者が次のいずれかに該当する場合は失格となる。

- ① この要項に定める手続以外の手法により，選定委員又は事務局等関係者にプロポーザルに対する援助を直接又は間接的に求めた場合
- ② 参加意思表明書の提出後，契約締結までの期間に「第2-2(1)参加資格条件」を失った場合
- ③ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ④ 見積額が「第1-4上限金額」を超えている場合
- ⑤ 複数の提案をした場合。
- ⑥ 指定した日時に第二次審査を受けなかった場合
- ⑦ この要項に定める規定を遵守しない場合
- ⑧ その他，選考にあたり公正性を害する行為もしくは著しく信義に反する行為等があった場合

### 3 選考方法

(1) 選考方法は公募型プロポーザルとし，審査は2段階審査方式とする。

(2) 本プロポーザルにおいて選定する契約候補者は，第一次審査及び第二次審査の評価の合計が最も高い者とする。

#### ① 第一次審査（書類審査）

選考委員において，提出書類の審査を行い，第二次審査対象者3者程度を選定する。  
審査項目，評価基準及び配点は次のとおりとする。

#### ○審査基準（第一次審査）

審査項目	評価基準	配点
事業所の業務実績	○同種施設の設計業務の実績 ○用地確定（建築基準法ただし書き適用）に関する実績	25
管理技術者の業務実績		25
業務実施体制及び実施方針	○業務への取組体制 ○業務上の配慮事項	10
見積書・経費内訳	○見積金額 ○算出基準の明確性・妥当性	40
合計		100

#### ② 第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

選考委員において，プレゼンテーション及びヒアリングの審査を行い，第一次審査の評価と併せ，最も評価が高い者を契約候補者として選定する。

審査項目、評価基準及び配点は次のとおりとする。

○審査基準（第二次審査）

審査項目		評価基準	配点
企 画 提 案 書	【課題1】給食センターの建物内配置図（平面計画）に関する考え方について	○提案の的確性 ○提案の実現性 ○提案の整合性 ○業務内容、背景等の理解度	20
	【課題2】給食センターで使用する厨房機器及び熱源に関する考え方について		20
	【課題3】環境に関する考え方について		10
	【課題4】初期コスト及び維持管理コストの縮減に関する考え方について		15
	【課題5】災害時における給食センターの利用に関する考え方について		10
	その他		○提案の独自性 ○問題解決（用地確定等）への取組姿勢、考え方
	ヒアリング・プレゼンテーション	○取組への積極性（取組姿勢）	5
合計			100

(2) 選考委員

別に設置する「館山市新学校給食センター基本計画・基本設計業務委託事業者選定委員会」による。

4 募集要項等の公表

(1) 公表方法

本業務委託に関する募集要項等の資料は、館山市ホームページにおいて公表する。  
必要な場合は、館山市ホームページよりダウンロードすること。

(2) 公表資料

- ① 館山市新学校給食センター基本計画・基本設計業務委託公募型プロポーザル募集要項（本書）
- ② 館山市新学校給食センター基本計画・基本設計業務委託仕様書
- ③ 建設予定地に関する資料

5 質問の受付及び回答

募集要項等に関する質問は次のとおり受け付け、館山市ホームページにおいて随時回答する。ただし、軽易な質問については、直接質問者に電話またはメールで回答する場合がある。

(1) 受付期間

平成26年5月16日（金）から平成26年5月30日（金）まで

(最終日は、15時まで)

(2) 質問書の提出方法

質問書(様式11)に質疑の内容を簡潔にまとめて記載し、館山市教育委員会学校給食センターへE-mailにより提出すること。

メールアドレス kyushoku@city.tateyama.chiba.jp

※メールタイトルは「給食センタープロポーザル質問」とすること。

※電話、FAX及び口頭による質問及び受付期間終了後の質問は一切受けない。

6 第一次審査(書類審査)

(1) 受付期間

平成26年5月16日(金)から平成26年6月12日(木)まで(必着)

持参の場合は、午前8時から午後4時30分まで(土・日曜日及び祝日を除く)

(2) 提出書類及び部数

書類等の名称	様式	備考(提出部数)
参加意思表明書	様式1	(正本1部)
会社概要説明書	様式2	(正本1部 副本9部)
業務実績確認書 (事業者, 管理技術者)	様式3	(正本1部)
業務実施体制・資格確認書	様式4	・業務への取組体制等において特に配慮した事項等を記載 ・A4判4ページ又はA3判2ページ相当分まで(図面等資料の添付も含む) (正本1部 副本9部)
企画提案書 課題1～課題5	様式5～ 様式9	・課題1～課題6の合計で、A4判24ページ又はA3判12ページ相当分まで(図面等資料の添付も含む) (正本1部 副本9部)
見積書	様式10	(正本1部)

※副本は写しでも可とする。

※提出書類はA4判縦サイズ(A3判の場合はA4判縦サイズに折り込み)、横書きとする。印刷の両面・片面は問わない。

※提出書類は、各様式に基づいて作成することを原則とするが、書式に準じた任意様式で作成しても構わない。

※提出書類は、各部ごとのクリップ留めなどにより提出するものとする。製本やファイル等への綴り込みの必要はない。

(3) 提出方法

館山市教育委員会学校給食センターへ、持参又は特定記録郵便による郵送にて提出すること。なお、郵送中の事故に伴う損害に関しては、当市は一切責任を負わない。

(4) 作成及び提出にあたっての注意事項

- ① 提案等は要旨を簡潔明瞭に記載すること。
- ② 提出書類の作成方法は、別紙「提出書類作成要領」による。
- ③ 伝送、電子媒体による提出は受けません。

(5) 結果通知

第一次審査の結果は、参加者すべてに文書で通知する。ただし、選定結果についての異議申し立ては受けない。

7 第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

(1) プレゼンテーション及びヒアリング

① 日程

平成26年6月25日（水）

時間及び会場等の詳細については、第二次審査対象者に別途通知する。

② 留意事項

- ・プレゼンテーションの内容については、書類審査のため提出した提案内容についての説明及び表現を補足する追加説明を行うものとする。
- ・出席者は管理技術者のほか、本業務に従事する予定の者で、4名以内とする。
- ・1者のプレゼンテーションは30分以内とし、その後15分の質疑応答を行う。
- ・プレゼンテーション及びヒアリングは非公開とする。
- ・プレゼンテーションにおいて、プロジェクターとスクリーンを使用する必要があるときは、プレゼンテーション当日の3日前までに事務局に連絡すること。

(2) 結果通知

第二次審査の結果は、第二次審査対象者すべてに文書で通知するとともに、館山市ホームページに掲載する。ただし、選定結果についての異議申し立ては受けない。

8 辞退

参加意思表明書等を提出した者が参加を辞退する場合は、参加辞退書（様式12）1部を担当事務局へ持参又は郵送にて提出すること。

9 契約の締結

- ① 当市は、本プロポーザルにより選定された契約候補者と平成26年7月上旬までに、随意契約により委託契約を締結する。
- ② 契約候補者が、契約締結までに辞退その他の理由により契約が不可能となった場合は、審査の結果が次点の者から順に繰り上げるものとする。この場合、当市は一切の損害賠償の責を負わない。

10 留意事項等

- ① 参加者は、参加意思表明書（様式第1号）の提出をもって、募集要項等の記載内容を承諾したものとみなす。
- ② 本プロポーザルに係るすべての費用は、参加者の負担とする。
- ③ 本プロポーザルの手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は「円」、単位は計

量法（平成4年法律第51号）によるものとする。

- ④ この要項等に基づいて提出された書類の著作権は，原則として書類の作成者に帰属する。
- ⑤ 提出書類の内容は，当該提出者の許可なく使用しないものとする。ただし，当市が本プロポーザルに関する報告，公表等のために必要な場合は，当該提出者の承諾を得ずに使用できるものとする。
- ⑥ 提出された書類についての，差し替え，内容変更等には応じない。また，提出されたすべての書類は返却しない。
- ⑦ 提出書類は，選考作業に必要な範囲において複製を作成することがある。
- ⑧ 当市が提示する資料は，応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。

【 担当事務局 】

館山市教育委員会学校給食センター

〒294-0045 館山市北条692番地の1

電話 0470-22-5050 FAX 0470-22-7059

E-mail [kyushoku@city.tateyama.chiba.jp](mailto:kyushoku@city.tateyama.chiba.jp)

ホームページ <http://www.city.tateyama.chiba.jp/kyushoku/index.html>